

○久保りか 平成27年第3回定例会に当たり、公明党議員団の立場で一般質問を行います。区長並びに理事者の皆様には、前向きでわかりやすい御答弁をお願いいたします。

質問は、通告どおりで、その他で指定管理者制度の効果、検証についてを伺います。

初めに、区役所・体育館建替え計画について伺います。

7月16日、定例の区長記者会見において、「平和の森公園の再整備及び新体育館の建設について」を公表されました。平和の森公園の全面開園に向けた再整備を計画し、体育館等を新たに設置することにより、公園全体の機能の向上を図るものとします、とかねてから議会でも報告されていましたが、体育館等を新たに平和の森公園に設置し、平和の森公園を再整備することを区内外に対し明確にしました。

新体育館の整備の基本内容としては、「全区的なスポーツ大会を行える体育館として、既存の中野体育館の規模、機能を基本とします。メインアリーナにおいては、多様な競技が実施可能な広さを備えたものとし、延床面積は1万平米弱程度とします」となっています。この基本内容を踏まえ、何点か伺います。

既存の体育館の規模、機能を基本とするとのことですが、現在の中野体育館の延べ床面積は5,781平米ですので、規模的には2倍近くなります。メインアリーナ、剣道場、柔道場、卓球場、トレーニングルーム、会議室などの機能が基本であるとのことでしょうか。確認のために伺います。

現在、どの自治体の体育館でも、個人利用のスポーツクラブや教室が盛んに行われています。現中野体育館でも、指定管理者の運営により、深夜まで多くの利用者でにぎわい、利用率も伸びていると聞きます。区民の健康維持と収益を確保するためにも、スポーツクラブ利用のためのトレーニングルームの拡充は必要ではないかと考えます。トレーニングルームなど体育館の機能拡充についてはいかががお考えでしょうか。伺います。

整備の基本内容には、1、新体育館、2、屋外スポーツ機能、3、防災機能、4、憩いの公園機能、5、平和啓発機能が示されていますが、

そのほかにも、地域住民が憩える場の提供が必要と考えます。スポーツをする人やお子さん連れだけではなく、誰もがふらりと訪れたいくなるような居心地のよい空間の創出、オープンカフェやレストラン、また、ギャラリーなどを体育館に併設することも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

特別委員会で視察した杉並区の大宮前体育館、また、会派で視察をした大田総合体育館も、住宅街に建設されたことから、高さを抑え、景観に配慮し、地下を有効的に活用した構造となっていました。平和の森公園の傾斜地を生かし、公園の中の体育館として、圧迫感のない、高さを抑え、景観に配慮をした構造も検討すべきではないでしょうか。伺います。

体育館整備の事業手法について伺います。

現在、多くの自治体が、体育館建設については、公共施設を民間が整備、運営するPFI制度を活用しています。都内でも、墨田総合体育館、八王子総合体育館などは、PFI手法を用いて建設、運営しています。また、従来型PFIだけではなく、公共施設等運営権制度を活用したコンセッションの可能性も検討の価値はあるのではないかと考えます。新体育館の整備手法については、PFIなど民間活力の導入も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。現在どのような検討をされているのか、伺います。

平和の森公園整備構想となっていることから、新体育館と屋外スポーツ施設が一体的に整備されるような印象がありますが、実際には、下水道施設の未着手部分の工事の進捗を見据えて、屋外スポーツ機能の整備、未開園区域の修景整備を段階的に実施するとのこと。東京都と協議をしながら、一日も早い未開園区域の開設を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

さらに、現段階での屋外スポーツ施設の段階的整備の手順についてはいかがお考えでしょうか。伺います。

次に、区役所建設基本構想について伺います。

体育館が平和の森公園に移転し、現在の体育館跡地と区役所用地として取得していた敷地を活用し、区役所建設がされる予定です。区役所建設には活用できる助成制度はほとんどなく、基金と起債による庁舎建設

が一般的で、庁舎建設のため、特定目的基金の積み立てを行っている自治体は多く見受けられます。現在中野区には区役所庁舎建設のための基金は準備されておりませんが、建設のための財源の確保はどのような検討がされているのか、伺います。

今回の体育館、区役所新庁舎の建てかえは、初めに、中野体育館の平和の森公園への移転、建設、体育館を取り壊し、区役所用地とあわせ、区役所建設、その後、区役所跡地とサンプラザ敷地を一体的に再整備と、段階的に進める計画になっています。一つひとつの整備計画、事業手法、スケジュールなどを明確にしながら進めていかななくては、全てを成功させることは難しくなります。

一方で、体育館建設においては、新体育館の竣工前に現体育館を取り壊し、区役所建設が行われることから、1年間の体育館が使用できない状況をつくることに、関係団体から不安の声も上がっております。東京オリンピックを前に区民の健康スポーツへの関心が一番高まるであろう時期に体育館を閉鎖することが果たして正しい判断かは慎重に検討すべきと考えますし、なぜこのようなスケジュールになっているのか理解できない点もありますので、十分な説明が必要であると考えます。お考えを伺います。

一方で、施設建設コストの上昇を受け、平成32年の東京オリンピック前後を目途に複合施設計画を凍結した豊島区、工事費の高騰などにより建設工事契約締結ができず、生涯学習交流館の着工を数年間見送ることとした中央区など、公共施設の整備を延期、凍結する自治体も相次いでいます。現時点での想定されるスケジュールでは、体育館は平成31年度竣工、区役所本庁舎は平成32年竣工の予定です。今後、オリンピックを目前に控え、建設ラッシュが予想されます。体育館、区役所、区役所・サンプラザ跡地一体整備の連動した計画は、整備手法や建設費の十分な検討を積み重ね、堅実な計画を持つ必要があると考えます。区長の御見解を伺います。

次に、新しい中野をつくる10か年計画（第2次）の改定について伺います。

閉会中の全常任委員会で基本構想と10か年計画の検討状況が報告され、課題、領域、施策等が示され、一定の方向性が見えてきたところで

す。今回の10か年計画は全面改定とのことでしたが、総合計画としての体系、構成などについては、過去の10か年計画を踏襲されているようにも見えます。今後10月には素案が示されるということですが、現在報告されていない4つの戦略や重点プロジェクトについては改定されるのか、また、新しい戦略や重点プロジェクトはどのような検討がされているのか、伺います。

10年後の中野のまちの姿を描き、構築する上での戦略、重点プロジェクトについての区長のお考えをお聞かせください。

新しい中野をつくる10か年計画（第2次）には、第4章に、「持続可能な行財政運営のために」で、10年間の財政フレームや、起債、基金を活用する主な事業が示されています。基本構想を実現するための10か年計画には財源の裏づけが担保されることが計画の特徴でもあります。10か年計画（第3次）ではどのように示されるのか、伺います。

また、10か年計画改定にあわせ、公共施設総合管理計画が策定されることになっています。第2次では参考資料として10年後の施設配置等が示されていますが、これらは参考資料として10か年計画（第3次）に添付されるのか、または、公共施設総合管理計画に施設配置などの計画の詳細が示されることになるのか、伺います。

以上を伺って、この項の質問を終わります。

次に、区長のイクボス宣言について伺います。

これからの時代、働き方も変われば、おのずと役職の条件まで変わってくるのではないだろうか、今後の管理職や経営者としての必須条件とはどうあるべきか、それを表現したのがイクボスでもあります。

「イクボスって一言で言うとどんなものですか」、NPO法人ファザリング・ジャパンにて理事も務めている三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社代表の川島高之氏は、インタビューで、「一言で言うと、これからの時代に管理職として必須条件です。具体的には、三つの要件を満たしている上司。一つ目は、部下の私生活に配慮をする。その部下の中には、子育てだけでなく、介護をしている人もいれば、婚活をしている人、MBAの勉強をしている人、地域活動をやっている人もいます。子育て支援ではないので、子育てをやっている人だけではなく、い

ろいろなことを含めないと、全ての部下は何かしらの私生活を持っているはず、その何かは個別論なので問わず、そういう時間がとれるように配慮ができる上司でいないといけない。二つ目は、上司みずからが何かしらワーク・ライフ・バランスを実現していること。上司自身も多様性が身につくと同時に、私生活に時間を使っている部下への配慮も本気になる。上司自身も生活にしっかりメリハリをつけ、自分自身もワーク・ライフ・バランスを保つ。三つ目は、管理職として、当然ながら、業績目標の達成。まず、この三つを実現している上司」と答えています。

本年4月に策定された中野区特定事業主行動計画（第3期）、職員のための仕事と子育ての両立支援プログラムでは、「管理職をはじめ全職員がこの計画に掲げた取組みを主体的に実施し、職員一人ひとりが仕事も家庭生活も充実していると実感できるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現するために職場環境の整備に努めます」と示されています。

イクメンとイクボスの大きな違いは、みずからの子育てだけではなく、会社であれば社員、役所であれば職員の子育てや介護や看護、さまざまな環境への配慮がされているかが問われます。首長であれば、区民の暮らしがどうであるかを真剣に考え、施策を推進するかが問われます。

まずは、庁内の意識改革のための管理職へのイクボス研修や、子育て、介護に頑張る人に優しい中野区のイメージアップともなる区民向け講座を開催してはいかがでしょうか。伺います。

特定事業主行動計画の実行も非常にハードルは高いものですが、家庭生活の充実が仕事の成果にも反映されるということが現代社会の常識になりつつあります。子育て、介護など家庭で大変な環境を抱えつつも仕事に真剣に取り組む職員の状況を理解し、働きやすい環境を整備し、応援しているよとの思いやりも、職員を支えることにつながるのではないかと考えます。そして、結果的には、区民に対しサービスの向上につながり、相乗効果のあるものと考えます。

大きな改革を進めてきたゆえに、部下に対し厳しいイメージのある区長ではありますが、職員の働きやすい環境を考えているよというメッセージを時には形にあらわすことも大事なのではないのでしょうか。ぜひとも田中区長にイクボス宣言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。区長の前向きな回答を望みます。

次に、障害児教育、保育の課題について伺います。

東京都教育委員会は、平成22年11月に作成した東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、教員が巡回して発達障害教育を実施する特別支援教室の全公立小学校への導入を目指し、平成24年度から3カ年かけてモデル事業を実施してきました。このモデル事業の成果を踏まえ、平成28年度からの順次導入に向けて準備が進められ、中野区でも、28年度から全区立小学校での特別支援教室が始まります。

特別支援教室導入の目的として、これまでの通級指導学級による指導を全ての小学校で展開し、1人でも多くの児童・生徒が支援を受けられるようにする、拠点校において小集団指導を通して発達障害児の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長を図る、巡回指導員による在籍学級担任への助言などにより、学級運営の安定化を図ることを掲げています。今までの通級指導学級設置校に児童が通級し指導を受ける授業から、全ての公立小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回指導を行います。子どもが動くから教師が動き、在籍する学校で授業を受けることができるようになることは、インクルーシブ教育への第一歩であります。

特別支援教室は、知的におくれない発達障害児が対象となります。一度入級すると卒業するまで在籍することが目的ではなく、一定の効果が検証されれば退級するものです。指導開始から終了までの取り組みを明確にした個別指導計画が重要になってきます。特別支援教室における個別指導計画についてはどのように検討されているのか、伺います。

特別支援教室での教員の配置は児童10名に対し1名が原則で、現在の135名の児童数では教員配置は14名になりますが、来年度は、現在の通級の教員数の16名が確保される見込みとのこと。しかし、年度によって児童数の変動も考えられますし、学校によって利用者数の違いがあり、ブロックごとの教員配置が困難な場合も考えられます。モデル実施を行っていた目黒区では、区費で非常勤の教員をつけているとのことですが、状況に応じた教員配置のあり方も検討しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。伺います。

また、現在拠点校の整備を行っていますが、巡回指導担当教員の職員室を拠点校の職員室内に設けることや、兼務発令とし、教員の負担を軽減することも重要であると考えますが、いかがでしょうか。伺います。

インクルーシブ教育システム構築のためにも、全ての教員に特別支援教育に関する一定の知識、技能を有していることが求められます。特に発達障害に関する一定の知識、技能は、発達障害の可能性のある児童・生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須であります。これについては、本来教員養成段階で身につけることが望ましいとは思いますが、現職教員について、研修の受講などにより、基礎的な知識、技能の向上を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。伺います。

従来の通級とは異なり、在籍する学校での特別支援教室となることについて、他の児童や保護者への普及啓発の取り組みも課題となります。東京都では普及啓発のためのリーフレットを作成していますが、全ての家庭にリーフレットを渡すことは当然として、学校単位で説明会を開くなど、丁寧な対応が望まれます。今回の特別支援教室の大きな役割の一つは、生徒、児童、保護者が発達障害を理解する機会になることだとも思います。発達障害に対して疑問に思っていることが理解できれば、地域の中でともに暮らしやすくなっていくことができると思います。今回の特別支援教室の導入を理解促進の機会と捉え、積極的な説明会などの取り組みを進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

中学校の特別支援教室及び情緒障害教室の実施スケジュールについて伺います。

今後、中学校の情緒障害教室を開設する予定になっていますが、現段階では、学校名は確定していません。小学校の特別支援教室の拠点校が通級学級の設置されている学校であることを考えると、今後、情緒障害教室が拠点校となる可能性もあります。小中連携教育を推進する中野区の教育に即した特別支援教室のあり方を中学校でも十分に検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

次に、障害児保育の充実について伺います。

アポロ園に通園されているお子さんをお持ちの保護者の方からは、障害を理由に保育園の入園が困難であるとの声が相変わらず根強くあります。新制度の中でこの点は解消されたのか、障害児の保育園入園の現状について伺います。

杉並区では、全ての子どもが保育を受けられ、保護者が働くことを選択できる社会を目指し、障害のある子の長時間保育を実現する日本で初めての保育園「ヘレン」が開設されています。実際の位置付けは法的根拠に基づいた児童発達支援事業ではありますが、杉並区独自の制度により、障害児専門保育園となっています。

重症心身障害児や医療的ケアの児童の保育も可能としている施設を先日会派で視察いたしました。本来は、障害児のみの保育園ではなく、認可保育園に心配なく通園できることが大事ではありますが、医療的なケアや専門の知識を持った保育士や看護師のいる園で保育を受けたいという保護者の思いも理解できます。現在は、新生児医療が発達し、都市部を中心にNICUが増設された結果、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなど、以前なら出産直後に亡くなっていたケースでも助かることができるようになりました。一方で、医療的ケアが必要な重度の障害児が増加し、地域生活インフラの確保が課題となっています。子ども向け訪問看護や障害児保育、保護者のレスパイトケアなどのインフラは、圧倒的に足りていない状況です。

中野区でも、長時間保育、医療的ケア、療育を可能とする障害児の保育施設を開設すべきでないかと考えますが、御見解を伺います。

この項の最後に、障害のある児童・生徒のための切れ目ない障害児の相談支援について伺います。

未就学児童には療育センター「アポロ園」がありますが、小学校に入学した時点で児童発達支援事業の対象ではなくなってしまう。保護者からは、教育機関ではない、障害も持つ小・中学生を対象とした相談機能の充実が求められています。すこやか福祉センターに相談に行ったが、地域ケア地域子ども支援担当が担うのか、障害児相談支援事業所が担うのかわからないという声もあります。切れ目ない障害児支援のために、障害児の相談機能について区の取り組みを強化すべきと考えますがいかがでしょうか。

伺って、この項の質問を終わります。

次に、中杉通りと補助133号線についてお伺いいたします。

ここでは、補助133号線整備と白鷺地域のまちづくりについて伺います。



初めに、今後整備される道路と現道とに囲まれたエリアについての用途地域の変更やまちづくりの課題を地区計画などによって区が誘導し、解決することができるのか、伺います。

現道中杉通りは都道ですが、補助133号線の完了時には区道に移管されるのでしょうか。中杉通りは、歩道幅も狭く、現状のままでは車椅子やベビーカーの利用も困難です。補助133号線整備により、バスは中杉通りを利用することはなくなりますし、一般車両も減少する予定です。歩行者優先時間を設けるなど誰もが安心して歩いて暮らせるまちづくりを推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

6月28日には、第四建設事務所主催による補助第133号線中野区上鷺宮一丁目から練馬区中村北三丁目の道路整備計画の説明会が開催されました。白鷺側の整備時期との調整を図らなくては、あかすの踏切の南北で工事が行われることによる鷺ノ宮駅周辺への影響が懸念されます。工事期間など整備計画については東京都とどのような協議がされているのか、伺います。

いずれにしても、中杉通り、補助133号線、白鷺の整備は、西武線の鷺宮第1号踏切とも大きな関連があります。8月には期成同盟の大会も開催され、区民の願いが国や東京都、西武鉄道へと届けられることになりました。経過報告も含め、西武新宿線野方以西の連続立体交差事業の進捗状況をお聞かせください。

伺って、この項の質問を終わります。

その他で、指定管理者制度の効果検証について伺います。

中野区では、平成16年4月に保育園2園に指定管理者制度を導入したのを最初に、平成27年4月現在、福祉施設、スポーツ施設、文化施設などが35施設、区営住宅や福祉住宅などが32棟、指定管理者制度により、運営をされています。このたび平成28年3月をもって指定管理期間が満了となる打越保育園、西鷺宮保育園については、2年後に民設民営化することを前提として、平成28年4月からの指定管理者候補者の選定を行うことに決定いたしました。指定管理園について、民設民営化することで、利用者の保育の安定性を確保するとともに、保育内容の充実を目指していくとのことですが、指定管理者制度から民営化への変更は初めてのことであり、大きな方針転換とも見てとれます。

指定管理者制度導入から10年以上を経過し、指定管理者制度も含め、民営化、公設民営など、それぞれに最適な事業を選択する上で一定の方向性が見えてきたのではないのでしょうか。今回の保育園の民営化を一つの契機とし、指定管理者制度の効果検証、また、今後新たな事業の民営化の可能性などの方向性を示すべきと考えます。御見解を伺います。

以上で私の全ての質問を終了いたします。

御清聴ありがとうございました。